



## 第1回 技術開発をめぐる法律の全体像

# 技術開発と法

2013年4月12日

アップル(スティーブ・ジョブズ)

の活動から学ぶ・・・

遠山 勉

# 特許・実案・意匠各法の目的

- **特許法：** この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
- **実案法：** この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
- **意匠法：** この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

# 自己紹介

- 担当講師： 遠山 勉
- 職業：弁理士
- 中央大学法学部卒
- 東京理科大 2部電気工学科卒
- 秀和特許事務所
- 株式会社知財ソリューション 代表取締役

# 【授業計画】

- 第1回 技術開発をめぐる法律の全体像
- 第2回 特許法の概要
- 第3回 特許法の保護対象(発明:特にプログラムについて)
- 第4回 特許の要件(実体的要件)
- 第5回 権利主体と特許取得手続
- 第6回 特許権の効力(1)
- 第7回 特許権の効力(2)
- 第8回 知的財産保護の国際的制度
- 第9回 著作権法の基礎知識
- 第10回 カラオケ法理
- 第11回 ライセンス契約による知的財産管理
- 第12回 営業秘密の法的保護
- 第13回 職務として知的財産を開発する際の法規制
- 第14回 知的財産戦略、著作権法2009年改正
- 第15回 ウェブサイト開設に伴う問題

# 第1回

## 技術開発をめぐる法律の全体像

- 知的財産基本法
- 特許法
- 実用新案法
- 意匠法
- 商標法
- 不正競争法
- 著作権法
- 種苗法
- 半導体集積回路の回路配置に関する法律
- 輸出入取引法
- 関税法
- 独占禁止法
- 電気用品安全法 (PSE法)
- 製造物責任法

# 技術開発と技術戦略



事業戦略

技術戦略

知財戦略

- 戦略とは、経営資源の再配分
- 技術戦略は事業戦略に従い、技術開発に技術戦略に沿って遂行される。
- 開発成果は事業戦略に資するよう、知財戦略に従い活用される。

# Apple/Steve Jobs の技術開発

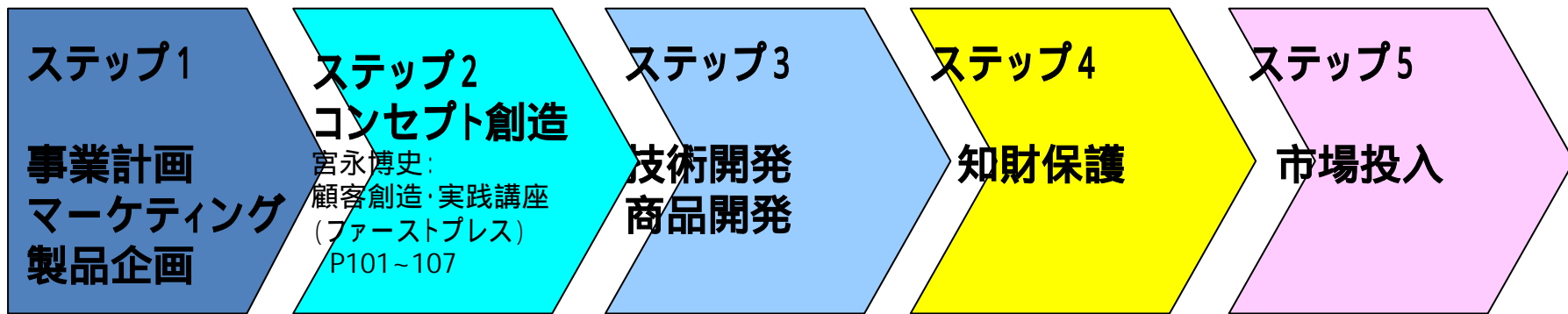
- 1975 ウォズ Apple I のプロトタイプ
- 1976 Appleコンピュータ社設立
- 1977 Apple II
- 1979 バロアルト研究所でAltoを見る
- 1980 Apple III
- 1983 Lisa
- 1984 Lisa 2, Machintosh
- 1985 Jobs退社,Next設立
- 1986 ピクサーを買収
- 1995 ディズニーと契約/トイ・ストーリーで成功
- 1996 Apple社Next買収し、Jobs復帰
- 1998 初代iMac
- 2001 iTunes(1月), iPod(12月)
- 2003 iTunes Music Store, iTunes for Windows
- 2007 iPhone
- 2010 iPad
- 2011,10,05 Jobs 永眠

# 技術戦略の策定

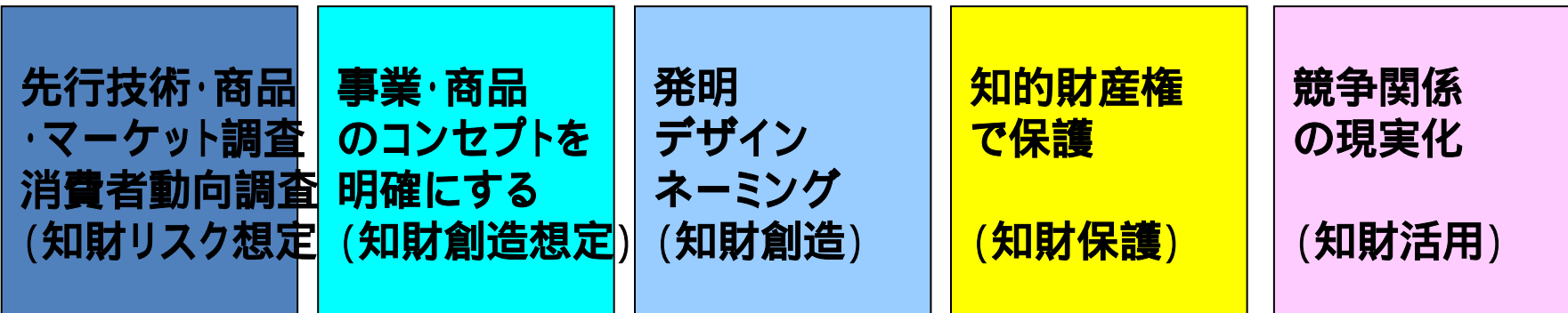
- 研究開発項目の選定
  - － 予測市場規模
  - － 今後の成長の見込み
  - － 問題解決の可能性
  - － 技術的実現可能性
  - － 戦略的評価
- 対象事業に含まれる技術を明確にし、技術要素に分割する
- 技術動向を分析する
  - － 技術動向に影響を与える市場要因、経済要因、規制要因を探り、技術動向を調べ、新技術を探る（補完技術、代替技術に注意）
- 技術の成熟度を分析する
- 事業の成功要因を探り技術の位置づけを行う
- SBUの技術的地位を評価する
  - 競合他社との相対的地位
  - 先端企業との相対的地位
- SBU毎の技術問題点の把握
- 技術目標と戦略的課題の設定
- 技術戦略の作成
- 戦略的リスクの評価



# 競争優位のために 計画的知財経営を



ステップ4になって、はじめて知財のことを考えるのでは、遅い



ステップ1で、知財視点で企画し、ステップ2で知財視点を入れてコンセプト創造をし、ステップ3で、知財視点で開発し、その成果をステップ4で確実に保護し、ステップ5で優位性を確保・・・知財権で保護できない場合どうするかも、知財視点で考える。

# 特許・実案・意匠各法の目的

- **特許法：** この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
- **実案法：** この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
- **意匠法：** この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

# 特許・実案・意匠各法の保護対象

- 特許法の保護対象：発明
  - 「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
- 実案法の保護対象：物品の形状、構造又は組合せに係る考案
  - 「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。
- 意匠法の保護対象：意匠
  - 「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

# 商標法の目的と保護対象

- (目的) この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。
- (定義等) この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。
  1. 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
  2. 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

# 不正競争防止法の目的と保護対象

- (目的) この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする
- 信用の保護
- 営業秘密の保護
- 商品形態の保護
- 技術管理体制の保護

# 著作権法の目的と保護対象

- (目的) この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。
- 保護対象・著作物

# 種苗法の目的と保護対象

- この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。
- 新品種の登録
- 育成者権を付与

# 半導体集積回路の回路配置 に関する法律の目的と保護対象

- この法律は、半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 保護対象・半導体集積回路の回路配置
  - (創作保護)
- 回路配置利用権



# 輸出入取引法の目的と保護対象

- この法律は、不公正な輸出取引を防止し、並びに輸出取引及び輸入取引の秩序を確立し、もつて外国貿易の健全な発展を図ることを目的とする。
- 第二条 この法律において「不公正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。
  - 一 仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出取引
  - 二 虚偽の原産地の表示をした貨物の輸出取引
- 第三条・輸出禁止 四条・制裁：輸出停止処分

# 関税法の目的と輸出入の規制

- 関税法: この法律は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。
- (輸出してはならない貨物) 第六十九条の二次に掲げる貨物は、輸出してはならない。
  - 三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品
  - 四 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第七号(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品
- (輸入してはならない貨物) 第六十九条の十一次に掲げる貨物は、輸入してはならない。
  - 九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
  - 十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第七号(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品
- <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/>

# 独占禁止法

- この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

# 電気用品安全法 (PSE法)

- この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。
- (基準適合義務等) 第八条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の電気用品を製造し、又は輸入する場合には、経済産業省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。

# 製造物責任法

- この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- (製造物責任) 第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

# 【テキスト・参考文献等】

- 教科書：講義レジュメにしたがって授業を行う
- 参考書：
  - － 知っておきたい特許法 [単行本] 工業所有権法研究グループ (著) 1890円
  - － 高林龍「標準特許法」有斐閣(第4版) 2011年発行  
¥2,730
  - － 中山信弘「特許法」弘文堂(第2版) 2012年発行  
¥4,410
  - － 中山信弘「マルチメディアと著作権」(岩波新書)
  - － ウォルター・アイザックソン(著),井口 耕二(翻訳)「スティーブ・ジョブズ」講談社

# 資料の配布

- 下記ホームページに掲載
- 「知財文化・創造と教育」
- <http://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/>
- 検索キーワード： 知財文化

# おわり

---

- 今回の講義は、これで終わりです。
  
- 著作：弁理士 遠山 勉